

## 定員が10名を超過するグループホームの整備に関するアンケートについて（報告）

### 1. アンケート実施の経緯

障害者グループホームは既存建物での開設の場合、法令の基準では入居定員は「1住居2名以上20名以下までとすることができる」とされています。これに対して、大阪府では独自基準として取り扱い通知を出しており、「同一事業者が同一敷地内でグループホームの建物を開設する場合は定員の総数は、原則として10名を超えないものとする。ただし、府（指定権者）と事前協議を行い、グループホームが住まいの場であるという趣旨を損なわないと認められる場合は、この限りでない。」とされています。

本市の障害福祉サービスの指定権者である市広域福祉課では、グループホーム開設予定の事業者から、既存建物で「定員10名超過のグループホームを開設できるのか？」という問い合わせを受けた場合、「原則、大阪府の基準に基づき開設できない」との説明を行っています。

しかし、上記のとおり、法令上20名以下であれば開設は可能であり、事業者から「事前協議によるただし書きの適用」についての相談を受けた場合は、「利用者からの特段のニーズ等」「近隣に利用可能なグループホームはないか」「利用者支援の観点からグループホームを設置する必然性があるか」等、総合的に勘案し判断することとなります。

市障害福祉室としては、定員10名を超過する場合でも利用者ニーズがあるのであれば、「利用者ニーズがある」との意見を述べる必要があるため、利用者ニーズの有無について率直なご意見をうかがいたく、障推協においてアンケートを実施したものです。

### 2. アンケート結果について

◆構成員（オブザーバー含む）からの回答集計結果（回答者数：13人）

問1 定員10名超過のGHについてどのように考えるか

①認めない方がよい	②家庭的な雰囲気や地域との交流が可能であれば認めてもよい	③どちらでもない	回答なし
7	5	0	1

問2（1）現在不足していると考える利用者支援の種類（複数選択可）

※問1で②と回答したかたへの設問（その他のかたの回答分も含む）

A 日中支援型	B バリアフリー	C 強度行動障害	D 医療的ケア	E スプリンクラー等
5	4	4	5	5

問2 (2) ユニット（居間、食堂、浴室、トイレ）1つあたりの定員は何名までが適当か  
※問1で②と回答したかたへの設問（その他のかたの回答分も含む）

①住居の定員と同じでよい	②10名以下	③5名以下
1	1	5

問3 自由記述（要旨）

- ① 重度のかたも利用出来るグループホームが少ないので、ちゃんとしたサービス支援が可能であれば良い。
- ② 新規グループホームの開設が難しいなか、開設できる機会があれば多くの人利用できるので望ましい。ユニット1つあたりの定員は、利用者の障害特性や軽重によって柔軟に考えるべき。
- ③ 大規模化を容認すると入居者の意向が反映されにくくなり、生活の質の低下を招く。
- ④ 大規模化は、地域への移行に逆行するのではないか、大企業や営利企業の参入の可能性が高くなり、本来のグループホームの趣旨等に反するのではないか。大人数化は、当事者にニーズがあるのか、生活空間やプライバシーなどは保障されるのか。
- ⑤ 10人以上の住まいのあり方が施設化しないことは不可能。
- ⑥ 家族的なグループホームを実現するには、4人～5人が限界だと思う。
- ⑦ 10名を越す場合、人数に応じて世話人の数を増やす必要があると思う。
- ⑧ 現在不足している利用者支援は重要だからこそ、10人以下で実施すべき。
- ⑨ 定員10名以上となれば、スプリンクラーのような設備は整えられるかもしれないが、施設と同等であるため賛成しかねる。
- ⑩ これまで市として明確なニーズ把握、事業課題、支援策などを検討してこなかったことが問題。箕面市の理念であるノーマライゼーション、インクルーシブを前提に、地域ニーズに対応したグループホームの設置や他の支援策について、障推協で作業部会を設けるなどし、関係者と早急に検討を進めて頂きたい。
- ⑪ 日中サービス支援型の運営事業者としては、短期入所も含むのであれば、一定の規模がなければ運営ができないという実感がある。全体の人数、ユニット人数で一概に計れる事ではなく、重度障害者が安心して暮らせる要件について、自立支援協議会などで議論し明確な指針を示した上で継続的に運営の確認を行う等、仕組みづくりが重要。